

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）第20条第1項の規定に基づく事業計画書の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画書を1月間公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、平成28年10月31日までに、当該意見を記載した意見書を知事に提出することができる。

平成28年9月16日

静岡県知事 川勝平太

1 産業廃棄物処理施設設置予定者の名称及び所在地

株式会社ヤマモト

静岡県富士宮市山宮2344番地

2 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2）

シアン化合物の分解施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第11号）

3 処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、13号廃棄物、感染性産業廃棄物、廃酸、廃アルカリ

4 産業廃棄物処理施設の設置場所

静岡県富士宮市山宮字下蒲澤2345番 外1筆

5 縦覧の場所

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

静岡県東部健康福祉センター環境部廃棄物課（〒410-8543 沼津市高島本町1番3号）

6 縦覧の期間及び時間

平成28年9月17日から平成28年10月17日まで

縦覧の時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。

7 意見書に記載すべき事項

(1) 生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号

(3) 産業廃棄物処理施設設置予定者の名称並びに産業廃棄物処理施設の種類及び設置場所

8 意見書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法 持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。

(2) 提出先 縦覧場所と同じ。